

滑川市地域クラブ活動 指 導 者 心 得

－ 滑川市教育委員会 －

1 目指す地域クラブ活動像

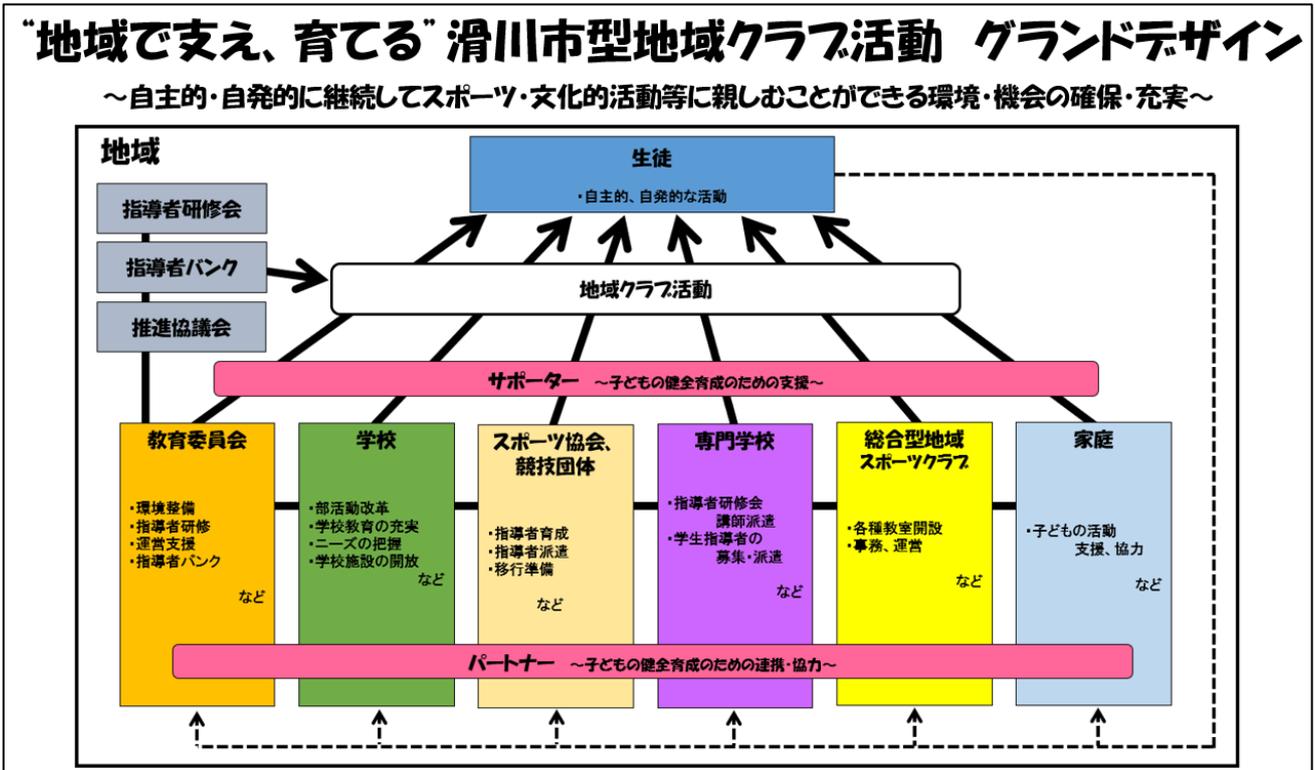
－自主的・自発的にスポーツ・文化的活動に親しみ、活力ある社会、絆の強い社会を創る－

(1)部活動の意義

学校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化及び科学等に興味と関心をもつ生徒の自主的・自発的な参加により行われ、体力や技能等の向上を図る目的以外にも、同じ目的を持った仲間と学級や学年を越えて活動することで、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きく、生きる力の育成、豊かな生活を実現させる役割を担ってきた。地域部活動においても、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないことを遵守し、その役割を果たすことが大切である。

(2)地域で支え、育てるクラブ活動の体制

部活動の教育的意義や役割等を十分に理解した上で、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備し、生徒が主体となり、自主的、自発的に活動に取り組むことができる機会を確保することが重要である。そのため、行政、学校、スポーツ団体等の理解と協力のもと、地域におけるスポーツ、文化的活動環境を整備し、活動に取り組む生徒を支え、育てる体制作りが不可欠である。



2 求められる指導者像 – Good Coach を目指して –

(1)指導者の役割

スポーツ、文化、科学、芸術等を豊かに享受する能力とは、生徒が自らその活動することに意義と価値をもち、競技規則、スポーツマンシップとフェアプレイに代表されるマナー、エチケットなどの規範に基づき、主体的・継続的にスポーツ、文化、科学、芸術等の楽しさや喜びを味わうことである。

これらの能力を育成するため、指導者は、自らがスポーツや文化を理解し、生徒とお互いに尊敬し合い、生徒の立場に立ち、サポートしなければならない。

(2)求められる指導者像

指導者には、部活動に関わる生徒の様々なニーズに対して適切にサポートしていくことが求められる。心身の発達途上にある生徒を指導する者には、活動に関わる専門的な知識・技能やコーチング能力に限らず、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶が強く求められる。

期待される役割

- ・スポーツ、文化、科学、芸術等との出会いをコーディネート
- ・生徒同士の仲間づくり
- ・継続できるようサポート
- ・マナーやエチケット等の道徳的規範の育成
- ・意欲、自立心や協調性・社会性の育成

身に付けておきたい資質・能力

- ・スポーツ、文化、科学、芸術等の楽しさを体験できるモデル
- ・対象による適切な目標水準の設定
- ・専門的な知識・技能
- ・的確な練習内容・方法
- ・高いコーチング能力
- ・高いコミュニケーション能力

(3)優れた指導者(Good Coach)像

LEADER(リーダー)とは

Listen:

選手の声を聞くということ

Explain:

選手に説明するという事

Assist:

選手を支えるということ

Discuss:

選手と話し合うということ

Evaluate:

選手を正當に評価するという事

Respond:

指導者として責任をとるということ

ポール・ピコーズ(米国:心理学者・行動科学者)

十の自戒

- 一 部活動は教育活動であることを心に刻むべし
- 二 生徒は小さいながらも大きな人格をもっているものと心得るべし
- 三 優れた指導者には自ずと蹊が成るものと省みるべし
- 四 人は、愛情と率先垂範により手塩にかけて育てるべし
- 五 大声と怒鳴り声は違うもの、人を責める前に自らを責めるべし
- 六 立派な指導者に学び、生徒を伸ばす優れた指導法を追求すべし
- 七 人は信頼する人からしか学ばないものと理解すべし
- 八 自分の過去の実績や経験に頼らず未来を見るべし
- 九 師弟の親密な関係性に落とし穴あり、一線を画すべし
- 十 罰を与えることは指導者として敗者であると自覚すべし

(平成 25 年 3 月 東京都教育委員会)

3 指導者に求められる倫理規範

(1) 倫理規範

公益財団法人日本スポーツ協会は、公益財団法人全国中学校体育連盟や公益財団法人全国高等学校体育連盟などの加盟団体に、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を示すとともに、広くスポーツ指導者向けに、「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を示している。部活動の指導に携わる者は、十分にその内容を理解し、実践に役立てていくことが大切である。

倫理ガイドライン

倫理的問題が生じた場合には、被害者の立場を考慮しつつ、速やかに適切な対応をすることが不可欠です。たとえ現在は指導現場に問題がなくても、倫理的な問題について理解を深め、将来的に問題が起らないように対策を立てておくことが必要です。

反倫理的言動はスポーツ指導者とプレーヤーの間だけでなく、スポーツに関わるあらゆる人間関係で生じる可能性があります。したがって、指導者はそのことを認識し、自分自身の言動のみならず、自身が関わる指導現場、合宿所や遠征先、そこへの移動や飲食会などをふくめたあらゆる場面において反倫理的言動が生じないよう、最大限の準備と対応をすることが求められます。

【反倫理的言動】

反人道的言動

- 身体的・精神的暴力及び言葉の暴力
- 性暴力及びセクシャルハラスメント
- 差別

その他の反社会的行為

- 不適切な指導
- ドーピング及び禁止薬物等の使用
- 金銭的な事柄

(「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」 公益財団法人日本スポーツ協会)

(2) 体罰禁止の考え方

教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該生徒の年齢、健康、心身の発達状況、苦痛の状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」文部科学省より

(3)文部科学省が示した体罰等の参考事例

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">身体に対する侵害を内容とするもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。 ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。 ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。 ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。 ・生徒指導に応じず、下校をしようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。 ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。 ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片付けが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。 ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。 ・宿題を忘れた指導に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">認められる懲戒</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為</p>	<p>○学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等に教室に残留させる。 ・授業中、教室内に起立させる。 ・学習課題や清掃活動を課す。 ・学校当番を多く割り当てる。 ・立ち歩きの多い児童・生徒を叱って席につかせる。 ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">正当な行為</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。 ○他の児童・生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使 ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。 ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。 ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。 ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

(4)体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導

一般的に、身体に対し物理的な力を加えることをもって暴力というが、身体的な暴力と同様に、暴言や不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あつてはならない。

精神的な暴力は、人の記憶に一生残り、心の傷となることがあること、対象となる生徒とともに周囲にいる者にも同様の精神的苦痛・負担を与えること、教員等のストレスのはけ口であることが多いこと、精神的に恐怖感を与え、人格を否定することで生徒の言動等をコントロールしようとしていること、他の指導方法を工夫しなくなり、時にエスカレートすることなどの問題点がある。

本来、生徒同士のいじめを防止し、迅速適切に対応することが期待されている教員等が、自ら生徒に暴言等を行うことは許されるものではない。また、暴言等の精神的苦痛・負担を与える行為は、教育指導上、生徒に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、負の学習効果しか期待できないため、体罰等の暴力行為と同様に指導方法として用いてはならない。そして、不適切な指導は、他の適切な指導内容・方法をもって代替することができるものであり、指導法の研究・研修を怠らないよう、教員・指導者としての力量形成に努めなければならない。

暴言の例

- 吹奏楽部に所属する生徒に対して、「下手くそ」、「リズム音痴」との発言を複数回言い、当該生徒に不快感を与えた。
- 口癖のようにしているもの
死ね 消えろ バカ アホ クズ うざい 使えねえ
- 人格等を否定するようなもの
デブ チビ ゴミ ババア 病気が クソだ
- 部活動を私物化している
部活を辞めろ 一生使わない どうせ勝てない

不適切な指導の例

- 野球部の練習に遅れた生徒に対して、顧問が指導している最中に、当該生徒が笑ったので、「ふざけるな」と言って、胸部を押した。
- バレーボール部の練習中、顧問が何度も同じことを繰り返し注意したのに反応することができない生徒に対し、腹部にボールを当てた。
- 試合に負けたため、外部指導者が、部員 18 名を一行に並べ、空のペットボトルで、全員の頭を軽くたたいた。

体罰関連行為の一覧表

行為の分類		内容	具体例	想定される事例	
体罰	傷害行為	児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】たたく、殴る、蹴る、投げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等	有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無に関わらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	<ul style="list-style-type: none"> ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、生徒を押し倒して骨折させた。 他の生徒の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるために頬を平手打ちし、鼓膜を損傷させた。 	
	危険な暴力行為		一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物を使用して有形力を行使した場合	<ul style="list-style-type: none"> 他の児童・生徒の迷惑になる行動をしている児童・生徒に向かって、椅子を投げ当てた。 反抗的な態度の生徒を背負い投げし、床にたたきつけた。 	
	暴力行為		頭・頬を叩く、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張る、長時間ランニングさせるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> 試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回叩いた。 真面目にやろうとしない生徒の後ろから足を蹴った。 	
不適切行為	不適切な指導	肉体的負担	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使	手をはたく、おでこを弾く、尻を軽く叩く、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出すなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 時間に遅れた生徒に対し、罰として頭を叩き、襟首をつかんで練習場外に連れ出した。
	暴言等	精神的苦痛・負担	児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動	脅かす、威嚇する、人格を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 回答等を間違えた生徒に、「犬の方がお利口さん」と馬鹿にした。 事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机を叩いて威嚇した。
	行き過ぎた指導	精神的苦痛・肉体的負担	児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導	目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 毎日休むことなく練習を続けさせ、生徒は心身共に疲労し、勉強する時間もなくなった。 普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。
指導の範囲内	肉体的苦痛や負担を伴わない	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に肉体的負担を与えない程度の極軽微な有形力の行使	腕をつかんで連れていく、頭を押さえる、体をつかんで軽く揺する、寝ている生徒の肩を叩き起こすなど、社会通念上妥当とみなさせる行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 友達に暴言を吐き泣かせた生徒を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。 	
適切な指導	懲戒行為 教育指導としての有形力の行使	学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為 スポーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、激励するための有形力の行使	注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩をたたき褒める、緩慢なプレイを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレイを直接指導する場合	<ul style="list-style-type: none"> タイミングをつかめない生徒の背中をたたき、タイミングをつかませる。 	
正当防衛 正当行為	肉体的苦痛を伴う有形力の行使	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使	殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込むなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじ上げた。 	
緊急避難		自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為	高所から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。 	

参考【刑法】

第 204 条(傷害)	人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以上の罰金に処する。
第 205 条(傷害致死)	身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3 年以上の有期懲役に処する。
第 208 条(暴行)	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
第 222 条(脅迫)	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し、害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
第 223 条(強要)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し、害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。
第 230 条(名誉棄損)	公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。
第 231 条(侮辱)	事実を適示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
第 35 条(正当行為)	法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
第 36 条(正当防衛)	急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
第 37 条(緊急避難)	自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(5)不適切な行為(わいせつ行為)、セクシャルハラスメントの防止

生徒に対するわいせつ行為、セクシャルハラスメントは、生徒の心を傷付けるとともに、一人の教員・指導者等の行いが、他の全ての教員・指導者等の信用を損なうことにつながる、決して許されない行為である。

指導者は、自分の言動が生徒にどのように受け止められるかを、常に考えて振る舞うこと、また、教育に携わる者として、自分の感覚ではなく相手の立場に立って考えることが大切である。生徒等との不適切な関係、立場を利用した不適切な行為(わいせつ行為)、生徒等を傷付けるような性的言動(セクシャルハラスメント)等を絶対にしてはならない。

してはならない具体的な行動

- ・特別教室や体育館、放課後の教室等、他者の目に触れにくい場所での生徒等に対する個別指導は、一人で行わないこと。
- ・生徒等に対する指導上不必要な身体接触(首、胸、脇、腰、臀部、大腿部等を触る。(着衣の上からの身体接触も含む。)、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる等)は行わない。
- ・生徒等を自宅等に迎えたり、自家用車に同乗させたりしないこと。
- ・管理職の許可なく、生徒等の自宅を訪問しないこと。
- ・わいせつ行為は、刑法違反(強制わいせつ罪等)、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反にも該当する可能性があり、重大な非違行為であることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。
- ・相手が不快に感じる性的な言動が、全てセクシャルハラスメントとなることを自覚し、こうした行為は行わないこと。
- ・生徒にテーピングやマッサージを行う際は、当該生徒に説明した上で、当該生徒の意向を聞き取り、第三者に同席させるなどの配慮をすること。
- ・携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等を、生徒等との私的連絡の手段に使用してはならない。

過去の事故事例と処分量定

- ・生徒を抱きしめる、同生徒の意向を確認せずに、生徒と二人きりで、生徒の両脚及び両腕を着衣の上からマッサージする、同生徒に対して、不適切な内容のメッセージを約 1600 回送信する行為を行い、生徒に不快感を与えた。⇒懲戒免職
- ・駐車場に駐車した自己所有の自家用車において、女子生徒にキスをするなどの性的行為を行った。また、同駐車場に駐車した同自動車内において、同生徒にキスをするなどの性的行為を行った。⇒懲戒免職
- ・都内のホテルにおいて、満 18 歳に満たないことを知りながら、当時 16 歳の女性に、現金 6 万円の対償を供与し、性的行為を行った。⇒懲戒免職
- ・指導者への生徒に対するわいせつ行為に関する注意喚起が徹底せず、また、同指導者の生徒に対する指導状況を正確に把握せず、同指導者が同校において生徒 7 名に対して、わいせつ行為を少なくとも 16 回行う事態を招いた。⇒戒告(管理監督者)

※本事例は、平成 27 年度以前の事例である。法令、条例等の改正により、処分量定が重くなる可能性がある。